

相続定期貯金

～想いのカタチ～

相続された資金を対象とした定期貯金です

故人様が残された資産には、相続人の方々の幸せを願った想いが込められていることと思います。その想いにJA多気郡も何かサポートしたい、という気持ちから出来上がった定期貯金です。



相続された資金をスーパー定期貯金(自動継続)に
300万円以上お預け入れのお客様

1年・3年もの
店頭表示金利

十年

0.30%
(税引後
+年 0.239%)

- 【ご留意事項】
- ・本商品は JA 多気郡の企画です。
 - ・上乗せ金利の適用は初回満期日までとし、自動継続後の金利は継続日当日の店頭表示金利となります。
 - ・ご契約後、中途解約の場合は当 JA 所定の中途解約利率を適用いたします。
 - ・お利息には 20.315% (国税 15.315%・地方税 5%) の分離課税が適用されます。
 - ・この貯金は貯金保険制度の対象となります。
 - ・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱中止」をする場合があります。
 - ・窓口でのお取扱いのみとなります。
 - ・最寄りの各支店窓口に商品概要説明書をご用意しております。

令和8年4月1日現在

詳しくは最寄りの各支店窓口
もしくは涉外担当者までお問い合わせ下さい。

JA多気郡

<https://www.ja-takigun.or.jp>



～想いのかたち～

商品概要【一部抜粋】

商品名	相続定期貯金「想いのかたち」〔スーパー定期貯金(単利型・複利型)〕
ご利用いただける方	金融機関(当 JA 以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後 1 年以内に、その相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人の方。
お預入期間	1 年(単利) 3 年(複利) 自動継続(元金継続 または 元利金継続)
お預入金額	相続により取得した金額の範囲内で、1 契約につき 300 万円以上とします。
適用金利	1 年・3 年もの 店頭表示金利 + 年 0.30% (税引後 + 年 0.239%)
ご契約時に必要なもの	<p>① 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)</p> <p>② お届印 《他金融機関で手続きをされた場合は下記③～⑤が必要となります》</p> <p>③ お預け入れいただく方が相続人である事が確認できる書類 (例)・戸籍謄本の写し ・遺言書の写し ・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し など</p> <p>④ 金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 (例)・被相続人名義の解約済み通帳や計算書と その解約金を入金した口座の通帳の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し など</p> <p>⑤ お預け入れ資金が相続により取得した資金であることが確認できる書類 (例)・被相続人名義の解約済み通帳や計算書と その解約金を入金した口座の通帳の写し ・遺言書(金融機関名と金額の記載)の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し など</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口でのお取扱いのみとなります。 ・本商品は当 JA 支店のうちいずれか 1 店舗のみのご契約となります。 ・相続完了後 1 年以内で、相続により取得した金額の範囲内であれば何回(何口)でもご契約いただけます。 ・本商品の中途解約金で再度本商品をお預け入れいただく事はできません。 ・相続人名義の既契約定期貯金を合算してご契約できません。

令和8年4月1日現在

詳しくは最寄りの各支店窓口
もしくは渉外担当者までお問い合わせ下さい。



<https://www.ja-takigun.or.jp>



明和北支店 ☎ 0596-55-5102
明和南支店 ☎ 0596-52-6700

多気支店 ☎ 0598-39-3126
多気勢和支店 ☎ 0598-49-2015

大台支店 ☎ 0598-83-2611
大台宮川支店 ☎ 0598-76-1150